



# 差別のない明るい未来を

## 人権週間(12月4日~10日)

# 同和問題の解決は市長の力で

十二月四日から人権週間が始まります。「人権週間」は昭和二十三年(一九四八年)に世界人権宣言が国際連合で採択されたのを機会に設けられました。宣言では、平和で豊かな社会を築くためには何よりも個人の尊重と自由を守ることが大切であり、そのためには全世界の国と人々が、相互に人権を保障することが重要であるとして、一方、日本国憲法は、その基本原則の一つとして基本的人権の尊重を明記。これら、一人ひとりが尊重され、人間らしく生きる権利を基本的人権として保障しているのです。

### 基本的人権の保障

昭和十三年(一九四八年)十月十日、金屏の人々と、同和地区の人々が、相互に人権を保障することが重要であるとして、一方、日本国憲法は、その基本原則の一つとして基本的人権の尊重を明記。これら、一人ひとりが尊重され、人間らしく生きる権利を基本的人権として保障しているのです。

私達は、一人ひとりが人間としてかけがえのない人格を持って生まれ生きています。だから、自由であり、お互いに優しく幸福に生きていく権利を享受する権利を持っており、それは当然の権利なのです。

基本的人権は、人間がその長い歴史の中で、人権を奪うものやじまざるもの、人間に固有な権利として、度々、この世界大戦の悲惨な経験を経て、水い間かかって獲得して来もののなのです。



差別に反対の市民

昭和十三年(一九四八年)十月十日、金屏の人々と、同和地区の人々が、相互に人権を保障することが重要であるとして、一方、日本国憲法は、その基本原則の一つとして基本的人権の尊重を明記。これら、一人ひとりが尊重され、人間らしく生きる権利を基本的人権として保障しているのです。

結果、住宅や道路の改良、市営住宅や障壁の建設など、生活環境の改善を中心に一定の成果をあげてきました。しかし、同和問題の根本的な解決には、教育や職業、就労など、生活環境の改善だけでなく、社会的な差別の解消が不可欠です。

同和問題は、同和地区の人々の権利と自由を保障することです。同和問題は、同和地区の人々の権利と自由を保障することです。同和問題は、同和地区の人々の権利と自由を保障することです。

お互いに守ろう  
個人の尊厳と自由を

同和問題は、同和地区の人々の権利と自由を保障することです。同和問題は、同和地区の人々の権利と自由を保障することです。同和問題は、同和地区の人々の権利と自由を保障することです。

同和問題は、同和地区の人々の権利と自由を保障することです。同和問題は、同和地区の人々の権利と自由を保障することです。同和問題は、同和地区の人々の権利と自由を保障することです。

同和問題は、同和地区の人々の権利と自由を保障することです。同和問題は、同和地区の人々の権利と自由を保障することです。同和問題は、同和地区の人々の権利と自由を保障することです。



本籍河原原保館で開かれた解放文化祭(9月27日)

同和問題は、同和地区の人々に対する差別は、江戸時代から支那が民衆を支配し、その支配が政治的であった。明治時代になり、

### 世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月10日  
第3回国際連合総会で採択

**前文**

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等を譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 人権週間記念講演会

「何が変わり、変わらなかったか、  
—法律施行18年の経過—

- 講師 **村上弘光さん**  
京都新聞社編集委員
- 映画 「五十年の沈黙」

**12月9日** (水) 午後1時半~4時半  
文化会館 小ホール **入場無料**

### 同和对策審議会答申

昭和40年8月11日同和对策審議会から内閣総理大臣に答申された内容を抜粋。

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそその国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探究に努力した。………中略………

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう、万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

# 保育所の入所申請

## 12月8日から受け付け

63年度

昭和六十三年度の保育所入所申請の受け付けを次の要領で行います。

＜申し込み出来る人＞  
昭和六十三年四月一日現在で、生後六ヶ月以上六歳未満の乳幼児。母親が家庭または外で仕事をしていたり、病

気などで保育が出来ない場合に限りです。

＜申込用紙と必要書類＞  
甲用紙は各保育所(園)まで、乙用紙は福祉事務所までお渡しします。申請は、母親の在職(明書)を提出出来ない場合は、証明書が必要となります。



▲仲よく遊ぶ園児(榊島保育所)

### 産休明け・昼間里保育も

### 申し込み受け付け

昭和六十三年二月までに出産届が出された乳児についても、保育の申し込みが出来ます。産休明け保育を行うための保育所(園)は、北木・榊・宇治・榊島・北小倉・小倉園・久保保育所・なかよし・明星・あさひの各保育所(園)の十一か所(うち、明星・あさひは、保育費を申し込んでも受け付けません)です。

また、個人の家庭で保育する希望者も、希望する場合は、希望する保育所(園)の長(主任)に申し込みをします。

## 福祉のお知らせ

### 第2回宇治市身体障害者福祉大会

福祉の発展を促すため、本市の身体障害者の自立と生活の向上を図るため、本市の身体障害者福祉会を主催する。

＜日時＞12月6日(日)午前10時～午後3時(受付は前日午後5時～)

＜内容＞①第一部 式典の第一部 福祉

の集い、講演(第3部) 福祉の集い、コロシアム(身体障害者記録)の問い合わせ: 福祉課(☎314)へ。

＜巡回更正相談＞  
12月10日(月)午前10時～午後3時(受付は前日午後5時～) 福祉課(☎314)へ。

＜重度肢体障害者ガイドヘルパー養成講座＞  
一人での外出困難な重度肢体障害者の外出時に介護に当たるヘルパーの養成講座を開きます。

＜巡回更正相談＞  
12月10日(月)午前10時～午後3時(受付は前日午後5時～) 福祉課(☎314)へ。

＜寝たきり老人介護者教室＞  
12月10日(日)午後10時～午後3時(受付は前日午後5時～) 福祉課(☎314)へ。

＜浴槽共同作業所3周年講演会とバザー＞  
浴槽共同作業所の開設二周年を記念し、講演会とバザーを開きます。多額の来場を予定しています。

### 保育所入所申請の集中受付日程表

月日	受付場所	対象保育所(園)
12/8(火)	明星保育園	北木園保育所・木橋保育所・明星保育園のほり保育園・なかよし保育園
	南浦保育園	伊勢田保育所・西小倉保育所・北小倉保育所・南浦保育園
12/9(水)	大久保保育所	大久保保育所・同胞保育園・くりくま保育園
	榊島保育所	いずみ保育園・榊島保育所
12/10(木)	ひいらぎ保育園	ひいらぎ保育園・広野保育所・小倉双葉園保育所
	あさひ保育園	三室戸保育園・あさひ保育園・宇治保育所
	善法保育所	善法保育所

◎受付時間は、いずれも午前10時～午後4時です。

### お知らせ

＜記念日と生活講座＞  
障害者の日寄せて  
十一月九日(障害者の日)です。この日は、昭和五十二年(昭和二十九年)に、保育費を申し込んでも受け付けられず、障害を持つ人の苦しみ、苦しみを痛感したため、この日を「障害者の日」として定め、市民の皆さんの多数のご参加をお待ちしています。

＜消防設備士試験＞  
昭和63年1月17日(日)と、京都府外周防庁管内各消防分署で受け付けます。12月16日(日)の午前9時～午後4時、京都府消防本部(保険課)で受け付けます。

＜注意ください！＞  
福祉をかたる物品販売  
最近、家や町内会に対して、粉飾した団体名を行政機関の名義で、物品販売をする者がいます。福祉課では、各関係団体の物品販売を厳しく監視し、物品販売を断る場合があります。物品販売を行う場合は、事前に福祉課へ届け出を提出し、物品は福祉課の検閲を受け、物品販売を断る場合があります。

＜暮らしの資金冬期貸し付け＞  
生活に困るの世帯、暮らしの資金冬期貸し付けを行います。12月10日(日)まで、福祉課(☎314)へ申し込みをお願いします。

小倉町西浦 安倍 真美ちゃん S.61.11.17

まみちゃんは、お昼寝よりもいたずらが大好き。元気な女の子です。

この欄に掲載するお子さん(61年12月生まれ)を募集しています。広報課へご連絡ください。

＜みんなそろって 明るいお正月を＞  
募金にご協力を...15日まで歳末たすけあい運動

### 市民体育のお知らせ

市民歩こう会  
12月10日(日)午前10時～午後3時、京阪宇治駅前集合(雨の場合は12月20日(日)延期)コース:京阪宇治駅・伏見稲荷駅・稲荷山・将軍塚・山田公園・解山(約11km)準備員:舟山、水筒(各)交通費は各自負担。

### 63年2月28日(日) 第5回宇治川マラソン大会 参加者を募集

昭和六十三年二月二十八日(日)開催される「第5回宇治川マラソン大会」の参加者を募集します。

参加費: 一般千五百円、高校生半額、小学生八百円(申し込み時、所定の申告書と参加費を一緒に提出してください)

申込期間: 12月14日(日)～12月28日(日) 申込受付時間: 午前9時～午後5時(受付は前日午後5時～)

### 宇治川マラソン大会の種目表

距離	記号	種目	性別
5kmの部	A	中学生	男子
	B	中学生	女子
	C	一般(高校生を除く)	男子
	D	一般(高校生以上)	女子
	E	壮年(40歳以上)	男子
	F	壮年(35歳以上)	女子
10kmの部	G	一般(高校生以上)	男子
	H	一般(高校生以上)	女子
20kmの部	I	一般(高校生以上)	男子
	J	一般(高校生以上)	女子

保健・衛生・相談・移動図書館(12月分)

献 血

●2日(保健医療センター)10時~正午、13時~15時半、3日(京阪宇治交通<株>宇治車庫)10時~正午、13時~15時半。

飼えなくなった犬・猫の引き取り

●毎週月曜日(宇治保健所)9時~10時半、ただし、12月28日と63年1月4日は、引き取りを行いません。

相談あんない

- 青少年相談(8日、市民会館13時~16時)
●登記相談(8日、総合福祉会館13時半~15時半)
●京都府交通事故相談(2日、16日、京都府宇治地方振興局☎2049、9時~16時)
交通事故の法律問題、示談のしかた、賠償

額の算定、訴訟や調定のしかた、自賠責保険の利用のしかたなど、お気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守。

社会福祉協議会の法律(定員10人)・年金・結婚・心配ごとなどの相談日程や、行政・人権・消費生活・精神薄弱者相談の日程は、62年度版「市民カレンダーと手びき」に掲載。ご利用ください。このほか、市政相談と一般生活相談は市役所市民相談室で、消費生活相談は商工観光課で、教育相談は教育委員会、日曜日を除く毎日受け付け。家庭児童相談は月~金曜日の10時~16時に総合福祉会館3階の家庭児童相談室(☎8698)で。

Table with columns for date (24日 to 1日), location (宇治市, 北広島, etc.), and bus route details (移動図書館, そのかぜ号巡回日程).

不用品情報センターの開設

63年2月29日まで3ヵ月間

市では、家庭で不用になった品物を別の家庭で有効に利用していただくため、不用品情報センターを開設。今回は後期として12月1日から来年の2月29日までの3ヵ月間実施します。

洗剤、衣類、日用品などを除く、学習用品(雑誌・文具を除く)など。再利用の価値があり、修理の不用なものに限る。転売や趣味などを目的とするもの、医療器材、生き物は対象外。なお省資源が目的のため、高価な提供はご遠慮ください。

- 登録方法...品物の提供・希望者とも電話、はがき、または来庁で不用品情報センターに登録してください。受付時間は午前9時~午後3時。土曜日は午前9時~11時。日曜・祝日は受け付けません。
●登録項目...品名、規格、形式、購入年月、消耗の程度、希望価格、住所、氏名、電話番号と連絡先、その他希望条件。
●主な取り扱い品...家具、電気製品、楽器、石油・ガス器具、自転車、ベビー・子ども用品(おもちゃ、絵本、衣類などを除く)、スポーツ・レジャー用品、一般家庭用品(食器、

- 登録・問い合わせ
不用品情報センター
〒611 宇治市宇治理番33宇治市商工観光消費生活係(☎20-3141)

12月の燃えないゴミ・し尿収集日程表

燃えないゴミ(市役所清掃事務所☎22-3141)
Table with columns for date, area, and collection details.

し尿(城南衛生管理組合☎075-631-5171)
Table with columns for date, area, and collection details.

白川・志津川・菟道・宇治・神明・広野町・開町・大久保町地域
Table with columns for date, area, and collection details.

小倉町・伊勢田町・横島町・宇治・羽拍子町地域
Table with columns for date, area, and collection details.

年末年始と1月分の日程表は12月21日号で集日程と、昭和63年1月1日分の収集日程は「市政だより」12月21日号に掲載します。ご注意ください。(宇治市清掃事務所・城南衛生管理組合)